

暑熱避難施設（クーリングシェルター）指定申込要項

（目的）

1 この要項は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定について、市内に所在する民間施設・店舗の指定において必要な要件を定め、熱中症による健康被害の発生を防止することを目的とする。

（実施内容・協力いただく内容）

- 2 市民が休息できる場所として、主に次の内容を実施します。
- （1）各施設の入出口等、見やすい場所へのクーリングシェルターマークの掲示
 - （2）クーリングシェルター内の案内（問い合わせがあった場合）及び避難者のうち、熱中症による体調不良者への対応（施設で定めている方法による）
 - （3）休憩用の椅子、ソファ等の準備（既設のもので可）
 - （4）空調の適切な管理
 - （5）名称及び所在地、連絡先、開館時間、受け入れ可能人数等を雲仙市ホームページへの公表に協力

（基準）

- 3 申込資格は市内に所在する施設・店舗で、以下の要件を満たす施設とします。
- （1）定期的にメンテナンスされた冷房施設を有すること
 - （2）施設・店舗等が設定する受け入れ可能人数が滞在できる場所を確保すること
 - （3）熱中症特別警戒情報が発表された際は、施設・店舗等の開放可能日・時間帯において必ず開放すること
 - （4）当該施設の指定箇所が、無料で利用可能であること
 - （5）市と「気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書（様式第2号）」を締結し、内容を実施できること

（施設運用期間）

4 クーリングシェルターの運用期間は、熱中症警戒情報の運用期間である4月第4水曜日～10月第4水曜日までとします。

※運用期間中に協定締結した場合、締結日を運用開始日とします。

※運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

（申込期間）

5 随時受付を行います。

(申込方法)

6 「雲仙市指定暑熱避難施設指定申込書(様式第1号)」に必要事項を記入の上で、持参、FAX、郵送のいずれかの方法によって、以下の提出先に提出してください。

応募先：雲仙市 健康福祉部健康づくり課健康推進班

〒859-0492

長崎県雲仙市千々石町戊 582 番地

電話 0957-47-7876

FAX 0957-36-8900

(提出後の流れ)

7 申込用紙提出後の流れは以下のとおりです。

- (1) 雲仙市健康づくり課にて受領
- (2) 申込内容の審査及び市と施設管理者で協定内容の協議
- (3) クーリングシェルターとしての指定(協定締結)

※当該施設の管理者間で「協定書」を締結し、各自1通ずつ保有する。

- (4) クーリングシェルター施設情報の公表(市ホームページ等)
- (5) クーリングシェルター運用開始

(その他)

8 クーリングシェルターの運営に関しては、次のとおりです。

- (1) 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。
- (2) 休憩用の椅子の購入や冷房施設の電気代等、市からの費用助成はありません。
- (3) クーリングシェルターを利用した避難者が施設に損害を与えた場合であっても、市は損害賠償の責任を負いません。

<問い合わせ先>

雲仙市健康福祉部 健康づくり課

〒859-0492

長崎県雲仙市千々石町戊 582 番地

電話 0957-47-7876

FAX 0957-36-8900